

世帯会員制から個人会員制、入会金制から基金制への移行

①支部協議会(ブロック)を行政区毎に設置する

「友の会」の活動の大きな柱の一つは、同仁会グループの職員と協力して、健康で生き生きとくらするまちづくりを推進することです。もちろん事業所の運営を共に考えていくという視

再編後のブロック体制

ブロック	支部	事業所
堺区	東西・大浜・みなと・大仙西	総合病院・高砂C・歯科・介護・KPG
中区	西陶器・八田宮園・土師東深井・深井	総合病院
西区	向ヶ丘・鳳・津久野・浜寺・ぶくいずみ	鳳C・老健・本部・総合病院・ひまわり・KPG
南区	榎南・美木多・泉ヶ丘西	総合病院・介護
北区	新金岡・南花田・百舌鳥	ファミリー・KPG・総合病院
高石	高石中央・高石東・高石北・高石南	高石診・KPG
和泉	和泉	鳳C

②世帯会員制から個人会員制へ

2011年の24回総会で問題提起し、総合病院の建設終了後再検討しようとして認めた内容ですが、「友の会」は地域の人々が、それぞれの健康と生活にかかわる問題を持ち寄り、同仁会グループの職員といっしょにその問題の解決のために運動する自主的な組織です。家族でも趣味や嗜好が一人ひとり違つように、人と人のつながりも、健康づくりの取り組みも一人ひとりの思いや願いに応じて活動するのが「友の会」です。今まさに憲法をもとに、人権が尊重される社会と社会保障の充実が求められています。このような権利と責任は世帯ではなく本人に帰属するものです。「友の会」では世帯会員制のメリットも十分考慮しつつ、一人ひとりを大切にすることを意味から個人会員への移行を提案します。



- ・総会で確認された後、6月より新制度に移行します。
- ・現在の会員は家族会員も含め、基金の協力がなくとも個人会員とすることを基本にしますが、意思確認のため個別に案内を送ります。(2016年度中に移行を終えます)
- ・新制度移行後に会員になられた方の18歳以下の子どもについては、家族会員とします。
- ・機関紙「とも」については、これまで通り世帯での配布を基本とします。

Q 入会した当時と「家族」構成が変わっているのを把握でききれていないと思うが、構成が変わった家族は改めて入会が必要なのか？

A 現在入会されている会員さんは従来通りです。同一世帯から分離させた会員さんは従来同様、改めて入つていただくことになりませんが、6月1日以降は新制度で入会していただくこととなります。なお、2016年度中に意思確認のため個別に案内を送りま

Q 18歳の年度末を過ぎれば家族会員ではなくないですか？

A 家族会員以外の方は、従来通りに入会をお願いします。脱会を希望しない限り、脱会の意思がない限り、個人会員として入会することになります。

Q 個人会員制になることで、入会時に手間がかかるのではないかと心配しています。

A 世帯から個人になるので、従来とは変わらないか、もしくは早くなると思います。

Q 個人会員制が一人一人を大切にすることに必要なのか？

A 提案理由で述べているとおり、個人の思いを大切にするために個人会員制を提案しました。

Q すでに家族会員が18歳になったとき、新たに協同基金をし、個人会員にならないといけないのか？

A 現在入会されている方は何歳であろうと世帯会員として入会されていますから、脱会の意思がない限り協同基金をしていただく必要はありません。6月1日以降に入会された方の家族会員の方は18歳の年度末を過ぎれば家族会員でなくなり、新たに協同基金をし、個人会員になっていただく

Q どのような形で協同基金をしてもらっているのか？

A 基金をされているかどうかの確認は、従来通りです。

Q 今は家族が入会しているが、友の会価格に合わせた場合どこでチェックするのか？

A 今後は個人会員制になるので、子どもさんが18歳の年度末を過ぎているかどうかだけのチェックとなり、課員が否かについては今まで以上にわかりやすくなるかと考えています。

Q 個人会員制のメリットを具体的に示して欲しい。

A 基本的な考えとして、個人の思いを大切にすることを個人会員制への移行を提案しています。それが最大のメリットがとれています。18歳以下の子どもさん

Q 18歳以下で個人会員として入会したい人はいくらですか？

A 18歳以下で個人会員として入会したい人には、どう対応したらよいのか？

Q 小さな子どもさんの場合は本人の意思により、親の意思になるのでしょうか？

A 18歳以下で個人会員として入会するには、義務教育を終えた頃には本人の判断で入会を考えると、ある程度はあります。義務教育を終えた方であれば、個人会員として入会していただく結構です。

Q 働いている17歳の方は家族会員になれますか？

A 働いている17歳の方は、家族会員になれます。分かりますか？高校生以下と表現しています。が、正確には「18歳の年度末までの子ども」と規定されていますので、家族会員になれます。

③入会金制から協同基金制へ

同仁会グループは「友の会」を「あらゆる活動のパートナー」と捉え、その運営や利用への参加を推進しています。「友の会」もそうした立場で活動を進めています。医療生協では出資・利加、この3つの実践を

・現在の会員は家族会員も含め、基金の協力がなくとも個人会員に移行しますが、基金へのご協力を訴えます。

Q 1000円ですか？

A 最低1000円で会員になれます。2000円でも、3000円でも1000円単位であればいくらでも結構です。

Q 協同基金を解約すると、友の会は退会となるのか？

A 残高がゼロになれば、会員資格はなくなりますが、友の会は退会とはなりません。6月1日以降に入会された方は、脱会となりませんが、職員の場合全額引き出すという方もおられると思いますが、最低1000円は残していただかないと脱会となります。但し、現在入会されている方(世帯会員全)は従来通りです。

Q 今年度中に意思確認のため個別に案内を送りますが、その時協同基金への協力を訴えます。

A 協同基金をされていると言われたら申込だけではないかと判断した場合、どうするのでしょうか？

Q 協同基金は会員が対象ですので、基金をされている方は会員です。今までの協同基金は、個人で入会した方が、今までは1000円単位で協力いただき会員となります。今までの協同基金に対しては基金をしない方も会員であることに問題はありませんが、今後は基金をしないことが判明すれば会員ではありません。

Q 現在入会されている方は、自動的に入会するのでしょうか？

A 現在入会されている方は、今までの入会規定にそって、入会金を支払って世帯会員として入会いただいているので協同基金のあるなしで会員が否かの判断基準にはなりません。世帯会員から個人会員への移行のお知らせを今年度中に会員世帯に送ります。そこで脱会を希望された方以外は個人会員として登録され、協同基金をしていただけない方も会員として残っていただきます。

Q 18歳未満の方が18歳を越えたとき、協同基金はいるのか？

A 18歳の年度末を過ぎれば家族会員でなくなり、新たに入会していただくこととなります。確かに家族全員が入ればお金がかかりますが、従来に入会金ではなく協同基金であり、預り金です。負担が増えることと比べると、人によるのではないかと考えます。協会が伸びにくくなるという心配ですが、一人ひとりの意思で、友の会の活動の趣旨を理解いただけて、職員といっしょにま